

一宮市告示第437号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同法同条第4項及び一宮市会計に関する規則(昭和40年一宮市規則第12号)第17条の2第2項の規定に基づき、及び地方自治法第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同法同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年10月1日

一宮市長 中野 正康

- 1 指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の所在地及び名称
東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階
株式会社アイモバイル
- 2 指定納付受託者及び指定公金事務取扱者に納付させる歳入
ふるさと納税寄附金
- 3 指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の指定期日
令和8年10月1日から契約期間満了まで